

別 紙

別紙 1	関係府省の主な意見及び 当会議の見解（ 、 、 章分）・・・・・・・・・・	1
別紙 2	関係府省の主な意見（ 章分）・・・・・・・・・・	16

「官製市場の民間開放の意義等」における関係府省の主な意見及び国会議の見解

事 項	意 見	国会議の見解
<p>全般</p> <p>(国土交通省)</p>	<p>「官製市場」として挙げられている分野の改革は、国民生活に大きな影響を与えるものであり、国等の事務・事業の民間開放に当たっては、公共の利益の最大化を図りつつ、かつ効率性を重視し「民にできるものは民に」実施させるのが基本的スタンスであるべきと考える。</p> <p>このスタンスの下、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少数意見等も反映した議会の監視等民主的コントロールが及ぶ国等において実施した方がよい事務・事業はどのようなものであり、市場競争により民間が実施した方がよいものはどのようなものであるか ・市場競争により価格や利益を基本として行動する民間会社等に対して、効率性の視点だけでなく少数意見等も反映する議会の監視等民主的コントロールが及ぶ仕組みをどのように担保するのか ・市場化テスト等規制改革のメリット・デメリットの両方について調査・研究し、その結果を分かりやすく具体的に示した上で、民間事業者などの当事者だけではなく、広く国民一般の意見を反映することが必要ではないか <p>等についてさらなる検討・議論等が必要である。</p>	<p>「中間とりまとめ」は、正に消費者・利用者の利益の最大化という視点に立って、官製市場の民間開放のための具体的施策等について検討した結果をとりまとめたものである。年末の答申に向けて検討を深めていく予定である。</p> <p>なお、「市場化テスト」について付言すれば、以下のとおりと考えている。公務員でなければ、特定の事業を適切に遂行できないとの合理的な根拠はない。当該事業の具体的な態様に応じ、必要な措置（守秘義務、みなし公務員規定等）を講ずることにより、公平性、中立性、継続・安定性等の確保は十分可能である。むしろ、「市場化テスト」を通じ、民間のノウハウ等を積極的に活用することによって、当該事業の効率性・創造性を向上させ、より多様で国民が求めるサービスの提供等を可能とすることができる。なお、官であっても、「市場化テスト」の結果、透明・中立・公正な手続の下、国民の目に見える形でコスト及び質の面で民間等より優れたサービスを提供できる旨拳証できるのであれば、当該事業を落札・提供していくことが可能となる。</p>
<p>2 官製市場の民間開放に向けた国会議の取組</p> <p>(1) 市場化テスト等による官業の民間開放の推進</p> <p>官業の民間開放</p> <p>(総務省)</p>	<p>次のように修文すべき。</p> <p>「民間でできるものが行う方が効率的・効果的に行えるもの」は官は行わない」</p> <p>(理由)</p> <p>原案では、効率性等の観点からの検証を抜きにして、理論上民間が行うことができる全ての事務事業を官が行うことができないこととなりかねず、不適切。</p>	<p>「民間でできるものは官は行わない」は、国会議の前身の総合規制改革会議が「規制改革の推進に関する第2次答申」(平成14年12月12日)において打ち出した、官民の役割分担の再構築を検討する際の基本的考え方であり、修文には応じられない。この基本的考え方に照らせば、官が行う方が効率性等の観点から優れているとするなら、官はその立証責任を負うべきである。</p>

「民間開放推進の横断的手法としての「市場化テスト（官民競争入札制度）」における関係府省の主な意見及び当会議の見解

事項（関係省庁）	関係省庁の意見	当会議の見解
<p>2「市場化テスト」の導入に向けた基本方針</p> <p>(2)民間提案等に基づく幅広い対象事業</p> <p>(外務省)</p>	<p>国の安全に関わる事務、外交交渉、外国等との信頼関係に関わる事務、公共の安全と秩序の維持に関わる事務については、民間に開放することにより、国の内外の安全が損なわれるおそれ、相手国との信頼関係を損なうおそれ等があり、我が国の利益を大きく損なう可能性が高い。</p> <p>このような事務が「真に官が行うべき必然性のある業務」と考えられるところ、「市場化テスト」の対象は、すべての官業とする。」を「市場化テスト」の対象は、国の安全に関わる事務、外交交渉、外国等との信頼関係に関わる事務、公共の安全と秩序の維持に関わる事務等、真に官が行うべき必然性がある業務を除くすべての官業とする。」と修正願いたい。</p>	<p>公務員でなければ、「国の安全に関わる事務、外交交渉、外国等との信頼関係に関わる事務、公共の安全と秩序の維持に関わる事務」を適切に遂行できないとの合理的な根拠はない。</p> <p>これらの事務であっても、その具体的な態様に応じ、必要な措置（守秘義務、みなし公務員規定等）を講ずることにより、公平性、中立性、継続・安定性等の確保は十分可能である。</p> <p>したがって、「市場化テスト」の対象から、こうした事務を予め除外するのは適当でなく、むしろ、こうした事務についても、「市場化テスト」を通じ、民間のノウハウ等を積極的に活用することによって、その効率性・創造性を向上させ、より多様で国民が求めるサービスの提供等を可能とすべきである。</p> <p>なお、官であっても、「市場化テスト」の結果、透明・中立・公正な手続の下、国民の目に見える形でコスト及び質の面で民間等より優れたサービスを提供できる旨拳証できるのであれば、当該事務を落札・提供していくことが可能となる。</p>
<p>2「市場化テスト」の導入に向けた基本方針</p> <p>(3)法的枠組みの構築</p> <p>官民競争を前提とした入札制度</p> <p>(財務省)</p>	<p>「官民競争を前提とした入札制度」と会計法、予算決算及び会計令等で定める「競争入札」とが基本的に同一のものと考えるとよいが現時点では判断できないが、仮に基本的に同一のものとした場合、国が調達を行うこととなり、「政府調達に関する協定」の対象（国の物品及び特定役務の調達）となり、いわゆる国際入札が必要となる可能性があることに留意が必要。</p> <p>(注)</p> <p>1．物品にはソフトウェアが含まれ、特定役務には、例えば、建設工事、電子計算機及び関連のサービス、出版及び印刷サービス、汚水及び廃棄物の処理その他の環境保護のサービスなどが含まれる。</p> <p>2．「政府調達に関する協定」の適用除外を国内法令で一方的に定めることはできない。</p>	<p>当会議としても、「政府調達に関する協定」に従い、いわゆる国際入札が必要となる可能性があることに留意しつつ、「中間とりまとめ」4に規定するスケジュールに従い、制度設計等を進めていく。</p>

・官業の民間開放の推進についての意見であるが、「市場化テスト」に関するものであるので合わせて記載した。

<p>2 官業の民間開放の 抜本的な推進 (2) 当会議として当面 重点的に民間開放 を進めるべきと考 える官業 給与、徴収業務 (財務省)</p>	<p>各種手数料の徴収業務については、それぞれ固有の問題があると考えられるが、横断的な問題としては、国の歳入として実費を徴収することを原則としていることから、民間開放の前提(例えば「市場化テスト」の要件)として、所要の額の歳入の確保が確実になされることが必要である。 従って、「徴収業務」の民間開放(「市場化テスト」を含む。)の検討に当たっては、上記の点に明確に対応していただきたい。</p>	<p>「中間とりまとめ」 . 3 . 記載のとおり、「市場化テスト」の実施に当たっては、「サービスの質・価格等に着目した総合的な評価基準を適用する」こととしている。 この点を踏まえ、「中間とりまとめ」 . 4 . 記載のスケジュールに従い、「価格」のみならず「サービスの質」も評価する、国民にとって望ましい制度の設計を進めていく。</p>
---	--	---

「 . 主要官製市場の改革の推進」における関係府省の主な意見及び当会議の見解

事 項	意 見	当会議の見解
<p>1 医療分野 (1) いわゆる「混合診療」(保険診療と保険外診療の併用)の解禁 (厚生労働省)</p>	<p>我が国の医療保険制度においては、国民皆保険の下、「社会保障として必要十分な医療」は保険診療として確保することが原則であり、これまで、科学的根拠に基づいて安全性、有効性が確立した治療法等について、随時保険導入してきたところである。</p> <p>他方、患者ニーズの多様化や医療技術の進歩に対応するため、適切なルールの下に保険診療と保険外診療の併用を可能とする特定療養費制度が設けられている(昭和59年に創設)。</p> <p>このような仕組みによらず無制限に保険外診療との組み合わせを認めることは、たとえ特定の医療機関に限ったとしても、不当な患者負担の増大を招くおそれや、有効性、安全性が確保できないおそれがあるため、今後とも特定療養費制度の下で対応を図っていくことが適切であると考える。</p> <p>この考え方にに基づき、抗がん剤等の適応外使用について、特定療養費制度を活用し、承認前から保険診療と併用できるよう措置したほか、特定療養費制度における高度先進医療について、承認の簡素化及び新技術の導入の迅速化を行ったところであり、さらに、随時簡素化の対象技術を増加させるなど、対応を図っているところである。</p> <p>したがって、保険診療と保険外診療の併用について、「全面解禁」し、無制限に認める方向性のとりまとめを行うことは不適切である。</p>	<p>そもそも医療保険は疾病や傷害というリスクを加入者間で分散する仕組みであり、保険対象となる診療行為は診療方法の普遍性、副作用のリスク、モラルハザードの防止、保険財政の均衡などによって決定されるのであって、それを超える診療行為を禁止することを意味する訳ではない。</p> <p>自由診療が容認されている現状において、混合診療に限って患者負担の増大や有効性、安全性を問題にすることは理解に苦しむ。保険外診療の内容、料金等に関する適切な情報に基づいて、患者自らが保険診療に加えて当該保険外診療の提供を選択する場合に、それを認めない理由はない。</p> <p>現行の特定療養費制度に基づき、中央社会保険医療協議会などの審議を経て個別技術毎に承認することで混合診療を限定的に認める方法では、医療現場の創意工夫と医療技術の競争を促すことはできない。また、特定療養費制度における高度先進医療の承認手続きについても、簡素化の対象は77技術中20技術のみであり、極めて不十分なものととどまっております。抜本の見直し(審議の迅速化、透明性の確保、利用者志向への転換等)が行われない限り是認し難い。</p>
<p>(2) 医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入 【現状認識】 (厚生労働省)</p>	<p>全国規模での株式会社の医療への参入については、事業活動により利益が生じた場合には株主に還元しなければならない株式会社の本質によって、医療費の高騰を招くおそれがあり、最大の課題の一つである医療費の抑制に支障を来しかねないこと、利益が上がらない場合の撤退により地域の適切な医療の確保に支障が生じるおそれがあること、など様々な懸念があることから、構造改革特区における株式会社による医療機関経営の状況等を見ながら、慎重に検討する必要があると考えている。一方で、株式会社等の医療機関経営の参入によって、患者本位の医療サービスの提供の実現しやすくなるという御会議の現状認識は、現段階では構造改革特区における株式会社による医療機関経営の状況等を見てもおらず、何ら検証のない意見ではないか。</p> <p>「医療機関間の競争の促進」、「患者の選択肢の拡大」、「資金調達手段の拡大」等による患者本位の医療サービスの提供の実現については、医療の非営利原則の下で、医療機関経営の効率化を進めつつ、質の高い医療サー</p>	<p>医療費の高騰については、いずれの医療機関であっても診療行為は原則保険診療であり、法人形態が非営利から営利法人になったとしても、その保険診療の価格が上下し、医療費に致命的な影響を与えるとは考えられない。</p> <p>医療法人の98%は出資者の財産権が保全され、解散時にはその分配を受けられる形態であり、年々の配当ができないこと以外では株式会社と異なるものではない。現に国税庁は持分のある医療法人を企業と同一の基準で課税している。「配当さえしなければ非営利」という基準には根拠はない。株式会社が医療機関経営に参入することによって、多様な競争が生じることで患者の選択肢が広がる。仮に株式会社が営利追求のみに徹するとすれば、医療の質が低下することで、そうでないとされる医療法人経営の病院との競争に敗れ、自然淘汰される筈である。</p> <p>また、高額な医療等を一方的に患者に押し付けるのではないかと主張もあるようであるが、これも営利法人である株式会社に限ったことではなく、旧来の医療法人にも生じる問題である。情報公開、EBM、診療ガイドラインな</p>

	<p>ビスの提供を進める必要があると考えており、株式会社等営利を目的とする企業が医療機関経営に参入することが患者本位の医療サービスの提供の実現につながるものではないと考える。むしろ、資金集積を容易にするるとともに、医療機関の経営に継続性を付与し、もって私人による医療機関の経営困難を緩和するための特別の法人制度として設けられた医療法人制度の枠組みの下で、今後とも次の二つの使命を基に推進していくことが必要かつ重要である。</p> <p>ア 国民皆保険制度の下での医療提供の主体として、非営利性及び公益性を徹底するとともに、地域において政策的に必要性の高い医療を積極的に担うなどにより公益性を高め、国民の信頼を高めること</p> <p>イ 医療を安定的に提供するための効率的で透明な経営を実現し、自ら改革を担うための活力を高めること</p> <p>なお、医療法人に関しては、具体的には、医療法人の理事長要件の緩和（平成 14 年 4 月実施）、特別医療法人の収益業務の範囲の大幅拡大（平成 15 年 11 月実施）、医療法人の付帯業務の拡大（平成 16 年 3 月実施）等様々な規制改革を実施しているところである。</p>	<p>どの作成により解決すべき問題だと考える。</p> <p>利益が上がらなければ撤退するという主張があるが、現行の医療法人においても経営状態が悪化し赤字に陥り、倒産する例もあり、これも株式会社に限った問題ではない。</p> <p>構造改革特区での株式会社による医療機関経営は、「高度先進的医療に限られる」「保険診療はできない」などその要件が非常に厳しく、参入を難しくしている。要件緩和を要請するとともに、その進展を見据えて行く必要がある。</p> <p>経営、資金調達、サービスの提供のノウハウに長けている株式会社の参入により、医療機関経営の効率化を促し、またそれに触発された非営利法人が効率的な経営ノウハウを積極的に導入することによって、医療分野に競争を促す。営利・非営利の違いにかかわらず、医療機関間の競争を促進することで、患者本位の医療サービスの実現につながると考える。</p> <p>非営利性と公益性は必ずしも同一のものではない。株式会社であっても、事業法により公益性を担保している電力会社、ガス会社なども存在する。株式会社が出資した医療法人であっても、医師の応召義務やカルテ公開等の医療行為に関わる規制を全ての医療機関について強化することで、公益性を担保することは可能と思われる。</p>
<p>【現状認識】 （厚生労働省）</p>	<p>質の高い医療機関を経営する医療法人が質の低い医療機関を有する医療法人に出資し、社員となって経営に参画することによって質の低い医療機関の存続を図るよりも、質の高い医療法人への合併により同一の医療法人の下で直接的に経営する方が、当該医療機関間の機能分化なども含めてより良質で効率的、効果的な医療の提供が可能となるものと考ええる。</p> <p>また、医療法人間で相互に社員となるというような経営上あいまいな対応よりも、医療法人の合併による同一の設置主体によって明確な経営責任を基礎とし、より迅速な経営上の意思決定を行う環境を作ることにより、質の高い医療の追求に取り組むことが、良質な医療サービスの提供や患者の選択肢の拡大に寄与するのではないかと考える。</p>	<p>医療機関の運営上の連携強化を図る方法として、合併のみに限らず、出資などの方式を幅広く認めることにより、各医療法人がその実情に合わせた最適な方法を選択することが可能となり、医療機関の大規模化やネットワーク化、良質な医療サービスの提供がより促進されるものと考ええる。</p> <p>また、患者に対し多様で良質な医療サービスを提供するために病院施設の建て替えやカルテの電子化等の情報化などが不可欠となっており、そのための資金調達の方法として、医療法人による医療法人への出資を可能とすべきではないかと考える。</p>
<p>【現状認識】 （厚生労働省）</p>	<p>厚生労働省としては、地域において継続的に安定して医療を提供する体制として将来の医療法人のあるべき姿である持分がなく公益性の高い特定医療法人又は特別医療法人への円滑な移行を促進するため、これらの法人の要件緩和や出資額限度法人（社員の払戻請求権を出資額にのみ制限した定款を有する社団医療法人）の制度化を図っているところである。</p> <p>なお、規制改革・民間開放推進会議が具体的施策として掲げている 3</p>	<p>持分の定めのある社団医療法人が増加する一方で、持分の定めのない社団医療法人は医療法人全体の 1% 未満にとどまっている。</p> <p>このような事実と個人の財産権に拘る医療法人の経営者のニーズを踏まえ、医療法人全体を持分の定めのない医療法人に移行させることが、医療法人の経営の安定性を維持するための唯一の政策とは考えられない。</p> <p>持分の定めのない医療法人に移行させる施策は、過去の出資額を超える資産増加部分に関する個人の財産権の放棄を迫る措置であって、多くの医療法</p>

	<p>案いずれにおいても上記の課題について解決するものではないことを申し添える。</p>	<p>人経営者の意思に反するものであり、実効性をもたないと想定される。</p> <p>医療法人に対する個人出資分の返還請求訴訟も起きているが、これは「出資引き揚げ」ができるという異常な形態に伴う弊害であって、現在の医療法人制度の資本調達仕組みに重大な問題があることを示している。</p>
<p>【具体的施策】ア (厚生労働省)</p>	<p>営利を目的とする者に対しては、開設許可を与えないことができる旨規定する医療法第7条第5項をはじめとする医療法に規定されている医療の非営利の原則から考えても、株式会社が出資に伴い医療法人の社員として議決権を取得することは認められない。</p> <p>御指摘の平成3年1月17日指第1号東京弁護士会会長宛厚生労働省指導課長回答については、医療法の非営利の原則に則って回答されたものであり、当該回答が法的根拠ないという指摘はあたらない。</p>	<p>そもそも「開設許可を与えないことができる」という法律の規定を、「与えてはいけない」と禁止する根拠とすることはできない。特定の者に対してなされた「課長回答」をもって、「国民の権利」一般を制限する行為は、「行政手続法」に照らせば、「拘束力を持たない行政指導」にさえ当たらない。</p>
<p>【具体的施策】イ (厚生労働省)</p>	<p>医療法人は医療法第7条第5項の規定により営利性が否定されており、また、医療法第54条において剰余金の配当が禁止されている。これは、医療法人が決算の結果、剰余金を生じたときは当該医療法人の基本財産に繰り入れるか積立金として積み立てることにより、当該医療法人が提供している医療をより充実させることを目的として定められているものであり、当該剰余金を他の医療法人に出資することは、医療法第54条に抵触するものと考えられることから認められない。</p>	<p>当該医療法人が提供している医療をより充実させるためには、内部留保を現在の病院設備の拡大に用いるだけでなく、他の医療法人に出資することで密接な連携関係を維持し、互いの医療施設を効率的に活用することも必要である。また、他の医療法人に全額出資することで、医療法人間の合併が認められている中で、根拠はない。</p>
<p>【具体的施策】ウ (厚生労働省)</p>	<p>医療法第68条が準用している民法第65条第3項は、同条第1項の公益法人における表決権平等の原則を、公益法人の定款において表決権に差を設けることを認めたものである。これについては民法の公益法人の実務として「表決権に差別をした場合には、多数表決権を持つ社員に法人の運営権が移り、法人の性格が公益的なものから有力社員の私益的なものになる危険性がある」(出典:『公益法人の理論と実務』財団法人公益法人協会)としているところであり、当該民法を準用している医療法においてもこれに準拠し、昭和61年6月26日各都道府県知事宛厚生省健康政策局長通知において社団医療法人の定款例として「社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。」と規定しているところである。</p>	<p>医療法第68条で準用されている民法第65条第3項に基づき、医療法人についても、定款により議決権に差を設けることが本来認められるはずである。左記通知は、根拠の説明に公益法人協会の「理論と実務」を引用しなければならぬ。正にそのこと自体、法的根拠がないことの証左である。</p>

<p>(3) 医療分野における価格決定メカニズムの見直し (厚生労働省)</p>	<p>中央社会保険医療協議会(以下「中医協」という。)は、保険料を負担する側である保険者、被保険者及び事業主の代表者と医療を提供する側である医師、歯科医師及び薬剤師の代表者とが保険契約の両当事者として協議し、合意を得るための場として設けられており、公益委員がこの両者を調整する役割を担うという三者構成とされているところ。</p> <p>中医協の在り方については、中医協における議論も含め、今後幅広く本格的に議論が行われる必要があり、当面速やかに取り組むべき改革と幅広く制度の在り方について議論を進めていくべき改革との整理を行いつつ、更に議論を積み重ねていき、合意が得られたものから対応を図っていくことが必要と考えている。</p> <p>したがって、合意が得られていないにもかかわらず、本「中間取りまとめ」において、具体的な方向性を示す記述をすることは不適切である。</p> <p>なお、「中間取りまとめ」に取り上げられている「規制改革の推進に関する第1次答申」の提言中、薬価については、初めて後発品が収載された先発品価格の一定割合引き下げ、新規後発品の算定係数の見直し、画期的新薬等の加算率の大幅な引き上げ等の算定ルールの見直しを行っており、対応済みであり、205円ルールの廃止及び医療材料に係る外国価格参照制度の導入についても、既に措置済みである。</p>	<p>中医協の問題点に起因するその改革について、中医協自身の議論・見解を前提とするのでは、公正な議論を行うことはできない。第三者、とりわけ国民の視点からの検証が必要である。今回の提言は、そのような第三者の立場からのものであり、それを「不適切」とするのは公正な議論を真向から否定するものである。</p> <p>今回のような問題提起を行うことにより、それに対する賛否を含め各方面から意見の表明を促し、より良い対策を講じることこそ重要である。中医協における議論についても、審議過程を広く国民に公開し、理解を得ながら改革を進めるべきである。</p>
<p>(4) 地域医療計画(病床規制)の見直し (厚生労働省)</p>	<p>前身の総合規制改革会議が平成14年12月に策定した「規制改革の推進に関する第2次答申」においては、地域医療計画(病床規制)の見直しに関し、「平成17年度中の早期に措置」することとされ、厚生労働省としては、これを受けて閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に基づき、様々な関係者を集めた検討会を開催し、鋭意検討しているところ。</p>	<p>病床規制が地域の既存の病院の既得権となっており、病院間の競争を妨げていることの弊害を速やかに防止する観点から、実施時期の前倒しを行うべきである。</p>
<p>2 介護分野 (1) 施設サービスと在宅サービスの一元化 【具体的施策】 介護保険3施設のホテルコスト等の利用者による負担等 社会福祉法人への施</p>	<p>ホテルコストについては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」等を踏まえて、介護保険制度改革の中で利用者負担の見直しを検討することとしている。</p> <p>施設サービス給付費は介護費用全体の53%を占めており、地域の施設整備率は、地域の介護費用、すなわち保険料水準に大きな影響を与える。これは、当該保険者の負担が増えるだけでなく、租税負担や第2号被保険者の保険料という形で他地域にも波及することとなる。施設整備費補助には、地域の整備水準を調整する機能があり、その結果、特別養護老人ホー</p>	<p>ホテルコスト等の利用者による負担に係る見直しについては、できる限り早期に結論を得るとともに、平成17年度中に措置すべきである。</p> <p>施設整備への補助金を増やすのではなく、逆に廃止するにもかかわらず、介護施設の建設が増えるとする根拠は明確ではない。</p> <p>仮に、何らかの理由で、懸念されるように大規模広域型の施設が一時的に増えたとしても、施設間の競争条件の均等化により、民間企業等の新規参加が促進され、競争による淘汰も起きると考えられることから、施設整備補助</p>

<p>設整備費補助の廃止 (厚生労働省)</p>	<p>ムについては、65歳以上人口10万人に対する定員数で最大と最小の都道府県との差異が約1.8倍と、一定の成果を挙げており、保険給付が必要以上に増大することを防いでいる。</p> <p>仮にこのような中で施設整備費補助を廃止したとすると、従来のような大規模広域型の施設が場合によっては必要以上に建設されることもあり得る。これは介護サービスの質の向上、介護保険財政の両面から見て問題が大きい。</p> <p>なお、社会福祉施設等施設整備費補助や老人保健施設に対する施設整備補助等現行の補助金については、地方の自主性をより高めるという観点や小規模・多機能型の施設整備の推進や施設入所者の居住環境の向上などの観点から、改革に取り組んでいく必要があると考える。</p>	<p>の廃止が保険給付の増大やサービスの質の低下を招くとは必ずしも言えない。</p> <p>社会福祉法人への施設整備費補助については、社会福祉法人とそれ以外の経営主体との間の競争条件を対等にし、競争を通じた選択肢の拡大とサービスの充実を図るため、ホテルコスト等を利用者負担とすることを前提に、廃止すべきである。</p>
<p>3 教育分野 (1) 経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化 【現状認識】 (文部科学省)</p>	<p>学校について、設置形態の別により公的助成の在り方が異なるのは、設置形態毎に自ずからその役割が異なっているためである。例えば、公立小中学校は憲法上の要請である教育の機会均等と義務教育の無償に応えるため、市町村に設置義務があり、それぞれの地域における児童生徒をすべて受け入れることとしている。一方、私立学校は、建学の精神に基づき、希望する児童生徒に対して、それぞれ特色ある教育を行っている。このように、公立学校と私立学校はそれぞれ役割が異なっており、異なる設置主体に対する財政措置等を完全に同一にしなければならないという訳ではない。</p>	<p>公立学校と私立学校とでは、教育の内容においてかなりの部分が重なっているにも拘らず、両者の間には大きな負担の格差が存在し、その背景には、両者に対する公財政支出の格差が存在し、このため、教育を受ける側の自由な選択が阻害されている。</p> <p>公立学校に「設置義務」があり、私立学校が「建学の精神」に基づく教育を行っているからといって、それが公財政支出の格差を正当化する論拠にはなり得ない。初等中等教育においては、基本的科目教授の内容方法には公立と私立の大きな相違はなく、高等教育においても、国公立大学、私立大学ともに、例えば、「法学」、「経済学」、「機械工学」、「医学」などの専攻分野が同じであれば、前者と後者で基本的教育内容に差があるなどということとはあり得ない。一方で、国公立大学においても、近年では、まさに「特色ある教育」を標榜し、独自の教育を思考する大学は増大している。</p> <p>およそ教育機関として認知された学校間に、成り立ちが公か、私かによって極端な差別を設けるという扱いは、実質的根拠を欠き、正当化できない。確かに、入学を希望する児童・生徒は必ず受け入れる、重度の障害児を受け入れるといった義務を負った学校が存在するとすれば、これらの学校には、追加的な義務の履行に相応する公的助成が与えられるべきであろうが、そのことと当該学校の設置主体のいかんとは無関係である。しかも、その場合に</p>

		<p>も、追加的な義務の履行に必要なコストが厳密に計算される必要があり、現在のような公的助成における官民格差が正当化されるものでない。</p> <p>国民一人一人が希望する教育サービスを楽しむようにするためには、多様な主体の教育サービスへの参入を促すとともに、経営形態が異なるサービス提供主体（国立・公立・私立・株式会社立等）の間の競争条件を同一化することにより、競争を通じた多様で良質なサービスの提供を促進する必要がある。</p>
<p>【具体的施策】 株式会社、NPO等により設置された学校に対する私学助成等の適用 (総務省)</p>	<p>「、優遇税制」を削除されたい。 (理由) 既存の税の優遇措置に関する事項は構造改革特区や規制改革においては対象外とする整理がなされているため。</p>	<p>そのような「整理」がなされているという事実はないので、受け入れられない。</p> <p>総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」(平成15年12月22日)においても、少なくとも構造改革特区において直ちに講ずべき措置として、株式会社等と学校法人との間の同等の競争条件の確保(株式会社等に対する私学助成、優遇税制の適用など)として、優遇税制の適用について答申しているところである。今回の趣旨も、上記第3次答申と同様のものである。</p>
<p>(財務省)</p>	<p>税制は規制ではなく、また構造改革特区においては「従来型の財政措置を講じない」とされていることから、ご指摘の「優遇税制」を講じることは適当ではない。</p>	<p>総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」(平成15年12月22日)においても、少なくとも構造改革特区において直ちに講ずべき措置として、株式会社等と学校法人との間の同等の競争条件の確保(株式会社等に対する私学助成、優遇税制の適用など)として、優遇税制の適用について答申しているところである。今回の趣旨も、上記第3次答申と同様のものである。</p>
<p>(内閣法制局)</p>	<p>「教育等の事業に宗教色が浸透しないよう、公金が宗教関係の事業に使用されないよう担保する措置がなされていれば十分であると考える」学校教育法上の行為規制で十分担保される」と記載しているところ、憲法第89条後段の趣旨としては、政府は従来から、公金が濫費されることを防止すること、公の機関が教育等の事業に不当な干渉を行うことを防止すること等にあると解しており、学説上もそれが多数説であると承知している。教育等の事業からの宗教性の排除のみを同条後段の趣旨であるとする見解が少数説としてあるとしても、それに基づき、「公金が宗教関係の事業に使用</p>	<p>憲法第89条の立法趣旨について、1949年法務庁・法務調査意見長官回答で「政教分離原則」も一要素として含まれており、その後政府がこの見解を変更したという事実は聞かない。同条後段に限っても、「政教分離原則」がその立法趣旨に一切含まれない、という見解が公式に存在するのであれば、いつどのような場での誰の見解であるのかを教示されたい。</p> <p>併せて、当会議の主張を踏まえてその論拠を法律論として具体的かつ正確に示されたい。</p> <p>また、多数説、少数説といった母集団やサンプル自体を明確に示さないで</p>

	<p>されないよう担保する措置がなされていれば十分である」等と断定することは適当でない。</p>	<p>自らの見解を正当化しようとする論法は公正でないので、具体的な根拠を示すべきである。また当会議としては、貴局の見解とは逆に、政教分離原則が憲法第 89 条の立法趣旨に含まれないとする学説は、これまでに公刊された 89 条の立法趣旨を考察した学術論文の中では相対的に少数であると認識している。</p> <p>なお、憲法第 89 条の解釈として、公費濫用防止説をとるならば、憲法第 89 条に列挙されている教育等の事業についてのみ公費濫用を抑制すべき理由は乏しく、論理的な解釈とは言い難い。また、自主性確保説については、そもそも公費からの補助を受けることは受ける側の自由であり、公費支出を受けると自主性が確保されないという解釈は論理的とは言えない。</p> <p>なお、内閣法制局が仮にここで示されたような見解を持つのであれば、単に学説の数を数えるのではなく、政府の法制の専門部局としての見識を踏まえ、当会議の見解の具体的論拠やそれを支える学説等に対しても真摯に考察を加えた上で、自らの見解を具体的に論理的な理由とともに示すべきであろう。</p>
<p>(文部科学省)</p>	<p>学校を設置する株式会社や N P O 法人を私学助成の対象とすることは、教育の事業に公金を支出するためには「公の支配」に属していなければならないという憲法上の課題があることから困難と考える。</p> <p>「公の支配」に属せしめるために、新たな規制を設けることは法技術上不可能ではないが、文部科学省としては、その際、学校法人並みの規制が必要と考えている。特区における株式会社・N P O 法人による学校設置は、学校法人に課せられているような様々な制約を受けることなく、それぞれの特性を活かしたまま学校を設置したいとの要望に応えたものであり、助成を可能とするために学校法人並みの規制を課すこととなれば、特区においてこのような特例を認めた趣旨に反することとなると考える。</p>	<p>当会議としては、憲法第 89 条の要請する「公の支配」の趣旨について、政教分離を徹底する趣旨から、公金を宗教教育等に支出しないことを定めたものであると解している。したがって、「公の支配」の要件としては、私立学校に関しては、公金が宗教教育等に支出されないように規制することで十分であると考え。このような規制であるならば、学校法人に対する規制とは異なり、株式会社等の特性を阻害するものとはならない。</p> <p>なお、仮に内閣法制局及び文部科学副大臣の国会答弁を前提としても、「学校法人並みの規制が必要」などという見解は、それらとも程遠い独自の見解であって、正当な法解釈として認められない。</p>

<p>ア 憲法第 89 条が、公の支配に属さない慈善、教育、博愛事業への公金の支出等を禁止していること (文部科学省)</p>	<p>憲法第89条後段の趣旨としては一般に、公費濫用防止(財政民主主義の見地から、公の財産の濫費・濫用にならないよう「公の支配」を要求する趣旨) 自主性確保(主として私的な慈善・教育・博愛事業の自主性に対し、公権力による干渉の危険を除こうとする趣旨)のいずれかに重点を置くものが通説であると認識している。憲法第89条後段の趣旨を公費濫用防止等ではなく「政教分離の徹底にある」と捉え、「公の支配」としては「公金が宗教関係の事業に使用されないよう担保する措置がなされていれば十分である」とする貴会議の見解は、一般に広く採用されている見解ではないと考える。</p>	<p>憲法第 89 条の解釈として、公費濫用防止説をとるならば、憲法第 89 条に列挙されている教育等の事業についてのみ公費濫用を抑制すべき理由は乏しく、論理的な解釈とは言い難い。また、自主性確保説については、そもそも公費からの補助を受けることは受ける側の自由であり、公費支出を受けると自主性が確保されないという解釈は論理的とは言えない。</p> <p>学説上も、これらを論点として具体的に考察した学術論文の中で、このような見解を否定する学術的見解は未だ存在しない。なお、最近、同条の趣旨は、もっぱら政教分離原則を財政面から再確認したものと解する学説が有力となりつつある。</p>
<p>イ 「公の支配」に属しているか否かは、学校教育法、私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)の3つの法律の規制を総合的に勘案して判断されるものであり、そのいずれかが欠けると違憲となること (文部科学省)</p>	<p>学校法人については、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法の三法の規定を総合的に判断すれば、憲法第89条にいう「公の支配」に属しているという見解は、政府の確立した解釈となっている。</p> <p>また、いわゆる102条校については、5年以内に学校法人化することを前提に、期間を限って助成しており、これらの規定やその趣旨に加え、学校教育法及び私立学校振興助成法の規定を総合的に判断すれば「公の支配」に属しているものと解されている。このように、「公の支配」については総合的に判断がなされているものであり、「学校教育法上の行為規制で十分担保される」とは考えてはいない。</p>	<p>憲法第 89 条の要請する「公の支配」の趣旨については、政教分離を徹底する趣旨から、公金を宗教教育等に支出しないことを定めたものであると解釈する以外の見解は、論理的に成り立つものではない。その観点からは、「公の支配」の要件として必要な規制は、私立学校に関しては、公金が宗教教育等に支出されないように規制することで十分である。</p> <p>学校教育法の規制により「公の支配」が認められるという見解は、上記の憲法解釈に整合的な内容の法規制が取られることを前提としたものである。</p> <p>また、仮に内閣法制局の見解を前提としても、法制局は、現行の三法の規定そのものをそのまま維持しなくてはならない、という立場に立っているわけではないことは、国会答弁等からも明らかであって、貴省の見解は、法制局見解とも異なる独自の見解である。</p> <p>また、いわゆる 102 条校については、5 年以内に学校法人化しなかった場合でも、交付された助成金が返還されていない事例も存在している。</p>

<p>5月20日参議院内閣委員会における文部科学副大臣の答弁 (文部科学省)</p>	<p>本年5月20日の参議院内閣委員会における文部科学副大臣の答弁は、同年5月14日の参議院本会議における文部科学大臣の答弁(「学校法人並みの規制を設けていくということになりますと、この三法を当てはめていくことになると、株式会社等の特性を前提として特例を認めた趣旨に反することになる。このことが非常に困難になっておるわけでございまして、この問題を今、この壁を、法律との関係は突破できない状況にあるわけであります。」)を踏まえたものであり、文部科学省としては、学校を設置する株式会社等を私学助成の対象にすることは困難であると考えている。</p>	<p>「中間とりまとめ」にあるとおり、5月20日に文部科学副大臣が国会において引用したような答弁をしたことは事実である。</p>
<p>バウチャー制度の検討 (文部科学省)</p>	<p>下記の理由から、バウチャー制度導入についての検討は適切でないものとする。教育研究の発展のためには、機関補助と奨学金等の個人補助を組み合わせながら両者の充実を図っていくことが必要であるとする。</p> <p>教育バウチャーは、諸外国でも実例が少なく、必ずしも定着していない。例えば、米国でも貧困家庭の子女、成績不良校の在籍者の救済措置として実施されるなど実施規模が限定的であったり、実施期間が短いなど実証的な分析を行う情報が乏しく、その効用は明確ではなく、カリフォルニア州では住民投票により否決された例もあるなど反対論も強い。</p> <p>機関補助は、学生への教育や研究者の自由な発想による研究など教育研究振興の基盤づくりのため必要不可欠なものであり、バウチャーが導入されることにより、機関補助が廃止・縮小され、その財源となることは適当でない。</p> <p>義務教育段階においては特に、教育の機会均等と義務教育無償という憲法上の要請に応える必要があるが、機関補助からバウチャーに移行することにより、過疎地など児童生徒の少ない地域の学校の運営が成り立たなくなるなど、学校間の教育水準に著しい格差が生じ、公教育としての責任を果たせなくなるおそれがある。</p>	<p>バウチャー制度は、教育を受ける側の選択の自由を尊重し、教育を行う側の競争を促進するための制度として、アメリカ等において工夫されながら実施されている制度であり、その効果については広く認知されている。「効用が明確ではなく、反対論も強い」と主張するのであれば、その実例や、バウチャーの導入に伴って発生した具体的な弊害を示すべきである。</p> <p>バウチャーが教育のためであって、研究に当てられるものではないことは、既に公開討論において当会議から繰り返し示したところである。また、機関補助が「必要不可欠」とするのであれば、その論拠を具体的に示すべきである。さらに、機関補助が「研究者の自由な発想による研究」といかなる関係にあるのか、何ら論拠が示されていない。</p> <p>過疎地などにおいて、政策上必要と判断する場合には、当該地域等の学校を選択する際にバウチャーを増額するなどの措置によって容易に問題を回避できる。</p> <p>以上、述べられた見解は、いずれも不自然な想定を重ねた、ためにする批判であって、理由がない。</p>

<p>(2)学校に関する「公設民営方式」の解禁 (文部科学省)</p>	<p>「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託」に関しては、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、</p> <p>「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、中央教育審議会での検討の結論を踏まえ、引き続き検討を行う。【16年度以降引き続き検討、できる限り速やかに結論】」</p> <p>とされており、文部科学省としても鋭意検討を行っているところであるが、その過程において、以下の問題が明らかとなっている。</p> <p>すなわち、公立学校教育は、設置者である地方公共団体の「公の意思」に基づき実施されるものであり、保育等の事実行為とは異なり、入学の許可、課程の修了の認定、卒業の認定、退学等の懲戒、教育内容の決定等、公権力の行使等に当たる措置と、これと密接不可分な日常的な教育活動から成り立っており、これらについて、私人に包括的に委託、実施させた上で、なお公立学校と位置付けることについては法制上の課題がある。他方、入退学の措置や教育内容の決定等を公に留保したまま、受託者がこれに従い、日常的な教育活動のみを実施するということは、教育の本質上、想定できないのではないかという問題がある。</p> <p>従って、文部科学省としては、これらの点についても十分に留意しつつ、特区での提案の趣旨を最大限実現するとともに、規制改革・民間開放推進会議のご指摘にもあるように、私立学校の設置が容易でない地域などにおいて民間の創意工夫を活かし、消費者のニーズに柔軟に対応した特色ある学校経営を実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、検討を進めているところである。</p>	<p>当会議としては、ア「公設民営方式」を公立学校と私立学校の間接的な形態と位置付けた場合は、退学処分等処分性のある行為については、その責任を地方公共団体が負う方法、あるいは、イ「公設民営方式」を私立学校の一類型として捉えた場合は、例えば公立学校における退学処分に相当する行為を契約の解除として整理する方法、等により、実現することは十分可能と考える。</p> <p>なお、「公の意思」、「教育の本質」などを持ち出す具体的考察のない抽象的な議論によって公設民営を否定することは理由がない。</p>
<p>【現状認識】 (文部科学省)</p>	<p>公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」等を踏まえて、中央教育審議会においてその在り方について検討を行い、その成果は、平成15年12月に中間報告、平成16年3月に答申として取りまとめられている。</p> <p>また、本年3月の「規制改革・民間開放推進3か年計画」においては、「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、中央教育審議会での検討の結論を踏まえ、引き続き検討を行う【16年度以降引き続き検討、</p>	<p>当会議としては、構造改革特区の第5次提案でも14件の要望が寄せられている学校の「公設民営方式」の実現に向けて、早急な実現を要請するものである。</p>

	<p>できる限り速やかに結論】とされているところである。</p> <p>これらを受けて、文部科学省としては、特区での提案の趣旨を最大限実現するとともに、規制改革・民間開放推進会議のご指摘にもあるように、私立学校の設置が容易でない地域などにおいて民間の創意工夫を活かし、消費者のニーズに柔軟に対応した特色ある学校経営を実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、検討を進めているところである。</p>	
<p>【具体的施策】 (文部科学省)</p>	<p>公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」等を踏まえて、中央教育審議会において、その在り方について検討を行い、その成果は、平成15年12月に中間報告、平成16年3月に答申として取りまとめられている。</p> <p>この答申において、米国における実例等を踏まえて示されているように、公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営的観点から経費削減が行われた場合の教育の質の低下、 ・ 学校の設置者と受託者との間での責任の所在の不明確化、 ・ 契約解除や受託者の経営破綻等により学校が閉鎖された場合の児童生徒の教育を受ける権利の侵害 <p>といった懸念もある。</p> <p>なお、義務教育であるか否かに関わらず、教育の質の確保は重要であり、その中でも、特に、義務教育については、憲法の要請に従い、個人にとっても、国家の存立そのものにとっても不可欠な我が国の根幹的制度であり、確実に保障される必要があることから、義務教育段階に、このような懸念のある「公設民営方式」を導入することについては、慎重な検討を要すると考える。また、問題が発生する可能性はどの教育段階においても同様であるが、義務教育段階において問題が発生した場合には、憲法の要請に反して、教育を受ける機会が侵害されるなど、取り返しのつかない支障が生じる可能性がある。</p> <p>このため、文部科学省においては、学校教育としての質の確保に十分配慮しつつ、高等学校及び幼稚園の公設民営方式の実現方策について、検討を進めているところである。</p>	<p>本年6月の構造改革特区に関する第5次提案募集には、義務教育を含めた「公設民営方式」の解禁を求める提案が14件寄せられている。</p> <p>義務教育を含めた「公設民営方式」に、このように多くの要望が寄せられており、高等学校、幼稚園のみならず義務教育を含めた学校一般について、速やかに解禁すべく、必要な措置を講ずべきである。</p> <p>なお、義務教育であっても、なくても、およそ教育の質の確保が重要なことは、公設民営方式にあっても同様であって、義務教育以外でも質が確保される仕組みとすべきことは当然である。仮に義務教育段階においてのみ問題点が発生すると主張するのであれば、その具体的な論拠を示すべきである。</p> <p>また、「契約解除」や、「受託者の経営破綻」については、むしろ、現行の学校法人に看過されざる問題点が生じていることは周知のことであって、そのような問題が学校法人には起きないか、あるいは公設民営のときのみ頻発しやすいなどということは想定できない。さらに、経費節減による教育の質の低下の懸念を指摘するが、同様の事態は官直営の学校においても生じ得るのであり、公設民営方式を否定する論拠とはなり得ない。</p>

<p>【具体的施策：平成 16 年中に措置】 (文部科学省)</p>	<p>【具体的施策：できる限り速やかに結論】</p>	<p>構造改革特区の第 5 次提案でも、「公設民営方式」の解禁を求める提案が 14 件も寄せられており、修文には応じられない。</p>
--	----------------------------	---

「官業の民間開放の推進」における関係府省の主な意見

以下に中間とりまとめの「官業の民間開放の推進」に対して関係府省から寄せられた主な意見を掲載する。これら所管事業について民間開放できないとする理由の主なものに対する当会議の考え方については既に本文に述べたとおりである。また、その他の主張についても、現時点において、その合理性・正当性について必ずしも証明されているとは言いがたく、各府省において更に民間開放ができない旨主張するのであれば、本文に述べた当会議の考え方を踏まえた上で、なお議論に耐え得るデータに基づく説得的な理由を示すことが必要である。今後、に掲げた検討事項例に限らず、会議における議論や、各府省との間で実施するヒアリング、協議、折衝等を通じ、官業の民間開放について網羅的に検討を進めることとしている。

事項（所管省）	意見
<p>1 官業の民間開放を進めるに当たっての基本的な考え方</p> <p>(1)「公権力の行使」は公務員が行う必要があるという議論について</p> <p>(厚生労働省)</p>	<p>強制徴収権の行使のような強度の「公権力の行使」は原則として行政庁によって行われるべきものであるが、独立行政法人、政府関係特殊法人、公共組合（健康保険組合はこれに該当）等の行政主体性を有する法人にはその付与が認められる。逆にいえば、純然たる民間企業に対して強制徴収権が付与されていることはないと考えられるため、公共組合たる健康保険組合は民間開放の例としては適切ではないと考えている。</p> <p>また、行政法人等に強制徴収権が付与される事例においては、基本的に主務大臣の認可を事前に受けることとされているが（その点で、行政機関が行う滞納処分と全く同じではない）、滞納処分の件数が膨大な場合（例：厚生年金保険の滞納保険料に係る平成14年度の差押え件数は延べ20,467件）には、事前認可に時間を費やしては、預金の引き出しや債権の第三者譲渡に対抗できなくなるなど、滞納処分の実施に支障を来すおそれが大きいことに留意する必要がある。</p> <p>なお、社会保険庁の今後の在り方については、内閣官房長官の下に設置される「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」等において検討されることとなっている。</p>
<p>(1)「公権力の行使」は公務員が行う必要があるという議論について</p> <p>例1：駐車違反対応業務</p> <p>(警察庁)</p>	<p>「使用者責任」の追及という観点を加えたことにより、」について、「使用者責任」の追及という観点を加え、「確認事務」という公権力の行使そのものに該当しない事務を切り出すことにより、」と修正されたい。表現の正確を期す必要があるため。</p>
<p>(5) 条約により公務員が行うことが求められている事務・事業があるという議論について</p> <p>(外務省)</p>	<p>「条約により公務員が行うことが求められている事務・事業があるという議論」が具体的にどのような議論であるかは明らかではないが、あえて答えるとすれば以下のとおり。</p> <p>条約により公務員のみが行うこととされている事務・事業があるという見解については、個々の条約の規定振りによるため、一概には言えないが、一般論として国が一定の措置をとることを義務付けられている場合であっても、それぞれの国の中で当該措置を実際にとるのが誰か（公務員か否か）については、各国に一定の裁量が認められている場合が多いと考えられる。例えば、条約上かかる措置をとる主体が「Authority」と規定されていても、主体となる機関又は者に対し当該条約上「Authority」に課せられる義務に従わせるための措置（例えば、国内法による義務付け）がとられてさえいれば、当該機関又は者が政府機関ないし公務員以外のものであっても直ちに条約上の義務違反とはならない場合があり得る。</p>
<p>2 官業の民間開放の抜本的な推進</p> <p>(2) 当会議として当面重点的に民間開放を進めるべきと考える官業</p> <p>給付、徴収業務</p> <p>ア 民間開放の状況</p> <p>(イ) 徴収業務</p> <p>民間の健康保険組合が国税滞納処分と同様の強制徴収を行うことが認められている</p>	<p>健康保険組合は健康保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受けて設立される公共組合として行政主体性を有する法人であり、純然たる民間企業とは異なる。</p> <p>更に、このような公共組合に与えられた強制徴収権限であっても、その行使に当たっては、同組合員に限定して行使される、個々の事案ごとに厚生労働大臣の認可を必要とするといった制約が課せられている。</p> <p>このため、民間企業に強制徴収を行うことが認められている例として、健康保険組合を挙げるのは不適当と考えられる。</p>

<p>イ 今後民間開放を推進するに当たっての考え方 (イ) 徴収業務 (財務省)</p>	<p>国税の賦課・徴収に当たっては、適正な申告や納税を行っていない納税者に対して、税務署長が法律に則り、賦課においては更正や決定の強制処分等、徴収においては家屋の搜索や財産の差押え等の強制処分等を通じてその是正を図るという極めて強い権限が与えられている。これらは、国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使であり、このような公権力の行使に関する事務を民間企業に委託することは適当でない。</p> <p>仮に委託できるとしても、このような非常に強い公権力を民間に委託するためには、守秘義務やみなし公務員規定はもとより、設立や強制処分の執行に当たり国税当局の認可が必要となる等極めて強い規制が必要と考えられ、このような委託は民間開放とは言えないと考えられる。</p>
	<p>国税の徴収を利潤を追求する民間企業に委託した場合、民間企業であるが故に、徴収しやすい納税者の徴収を優先し事実関係が複雑で処理に時間を要する事案等への徴収を後回しにすることや、滞納者個々の実情を考慮せず一律に強制処分を執行すること等を防止することは困難であり、適正かつ公平な徴収が確保されないと考えられる。</p>
	<p>国税当局においては、税務行政の透明性を高めるため、法令の解釈や適用の指針について、できる限り通達等に明定してきている。</p> <p>しかしながら、徴収事案一件一件は納税者の取引・財産・権利関係が全て異なっており、これらを機械的に処理するようなマニュアルを作成することは不可能である。このため、法令の適用や処分の妥当性について検討が必要なものについては、税務署・国税局・国税庁における監理担当部局において個々の事実関係を整理・検討し、法令等に即した統一的な判断を行っている。</p> <p>従って、あらかじめ全てのケースを想定してマニュアルを作成することは不可能であり、民間開放はできないと考えられる。</p> <p>なお、この点については賦課についても同様である。</p>
	<p>国税の徴収を利潤を追求する民間企業に委託した場合、以下のような問題があり、仮にこうしたことが起こった場合には、税務行政に対する納税者との信頼関係が損なわれ、申告納税制度が円滑に機能しなくなり、国家財政の基本である税収の確保に重大な支障を及ぼすことになる。</p> <p>税の徴収には関係法令に精通していることが必要であり、その専門的知識が確保されない場合、法律手続や滞納者個々の実情を考慮せず、差押え等の強制処分を執行するなど、権利侵害等の不当な処分が行われるおそれがある。</p> <p>税の徴収には、守秘性の極めて高い納税者の取引・財産に関する情報が必要となるが、入手したこれらの情報を自己の取引等に利用する誘因がはたらくおそれがある。</p>
	<p>滞納を放置すると、納期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間に不公平をもたらす、申告納税制度が目指している自主申告・自主納付という原則を揺るがしかねないことから、国税庁では徴収事務を専門とする職員のみならず、課税事務を行う職員の支援も受けつつ、厳正な滞納処分に努めており、最近5年間における滞納残高は毎年減少している。</p> <p>このため、「要員不足等により未納者を放置している現状」ではない。</p>
	<p>受託企業が国税の徴収を円滑に行うためには、国税当局が保有する納税者の取引・財産に関する情報など守秘性の極めて高い個人情報を提供する必要があるが、受託企業に守秘義務を課すことにより、国税当局がこのような情報を民間企業に提供することは、納税者との信頼関係が維持できるのかといった税務執行面への影響等を考慮すると守秘義務上困難と考えられる。</p> <p>また、受託企業が民間企業であるが故に、納税者が賦課・徴収に必要な自らの個人情報を受託企業に開示せず、円滑な賦課・徴収が行えないおそれがある。</p>
<p>(ウ) 検討事項例 国際文化交流に係る助成金の交付 (外務省)</p>	<p>「国際文化交流に係る助成金の交付」が挙げられているところ、ここで取り上げられている給付業務とは、「給付基準に基づき機械的に決定される個々の給付の処理」であり、政策判断や裁量の余地はないものとされている。しかしながら、独立行政法人国際交流基金の行う国際文化交流に係る助成金の交付は、申請のあった案件のうち、外務省が示した外交政策に従って、外交上より効果の高いものを選択して採用することとしているものであり、国際交流基金の専門家たる視点からの判断に基づく裁量の対象となるべきものであるため、本件分類にはなじまないものであり、ここでとりあげることは適当ではない。</p>
<p>(ウ) 検討事項例 国際文化交流に係る助成金の交付 (文部科学省)</p>	<p>国際文化交流に係る助成金の交付業務は、海外の芸術文化との交流から刺激を得て国内の芸術文化の水準を高める日本文化の振興の観点や、対外的な日本文化の理解の増進を図る観点から相手国政府との協議を行ったり、重点を置く対象国を選択するなど、極めて高度な政策的判断を要するものである。そのため、民間に開放するにはなじまないため、検討事項から削除願いたい。</p>
<p>(ウ) 検討事項例 生活保護の決定・実施</p>	<p>生活保護制度において、給付要件に該当するかどうかについては、本人の就労の可能性や就労に向けた自助努力等を勘案して決定されるものであり、給付基準に基づき機械的に決定されるものではない。</p> <p>生活保護制度は、他の社会保障制度の活用、親族からの扶養等により、生活が維持できる場合には、給</p>

<p>(厚生労働省)</p>	<p>付に先立って相談、助言等を行うこととしており、また、自立助長をも目的とすることから、保護受給中においても職員による生活指導・就労指導等が行われる制度であり、単純な給付行政ではない。生活保護の決定及び実施に当たって、保護の実施機関は、個人の生活歴、家族状況、資産状況、健康状態、生活状況等を把握する等、高度なプライバシー情報が集約される。</p> <p>必要に応じて指導・指示を行い、それに従わない場合には給付の停廃止を行うことができることから、保護費の給付は公権力の行使と密接に関連している。</p> <p>以上のことから、民間機関が実施することは困難である。</p> <p>よって検討事項例から「生活保護の決定・実施」を削除していただきたい。</p>
<p>(ウ) 検討事項例 雇用保険業務 (厚生労働省)</p>	<p>雇用保険制度における給付業務は、保険事故である「失業」の認定を前提としているものであり、当該認定に当たっては、労働の意思という内面の意思の確認が必要であり、外形的画一的に処理できないものが多い。このため、「失業」の認定に当たっては、個々の受給者と面談して職業指導や職業紹介を行い、これに対する態度や労働市場の状況等を見ながら労働の意思を慎重に判断し、濫給防止を図ることが必要であり、給付業務のみを職業紹介業務と切り離して民間開放することは適当でない。</p> <p>仮に、給付業務と職業紹介業務を一体として民間開放した上で国が監督するとしても、失業不認定の割合等の数値による事後的な判断では、認定の適切性の判断は困難であり、これを行う方法は国自ら個々の受給者と面談し職業指導等を行って失業認定を行う方法しかなく、極めて非効率となる。しかし、その方法によっても民間が失業認定を行った時点の求人・求職状況等は再現できないため、その当否の厳密な判断は難しい。さらに、判断の結果、失業認定が覆った場合、認定を取り消し、給付制限、返還命令、納付命令等を受給者に課す必要があり、現行方式に比べ多大な時間を要し、不正受給金の回収などがより困難になる。また、一体として民間開放した場合、どの民間職業紹介事業者を利用するかは受給者の選択によることとなると考えるが、受給者が受給資格決定や失業認定をその都度異なる事業者から受けようとする場合、それぞれの事業者が適切な職業指導や職業紹介を行って失業認定を全国一律に行うためには他の事業者が行った過去の面談記録を共有できる仕組みを設ける必要があるが、受給者との面談記録は個々の事業者にとっては重要かつ秘密性の高い営業上のいわば資産であり、これを共有させること（及びこれを監視すること）は極めて難しい。さらに、民間職業紹介事業者の基本的な収入源は自ら獲得した求人の求人者から支払われる紹介手数料であるから、事業者に対し、自ら獲得した求人の条件に適合しない受給者に対して、公共職業安定所の保有する求人情報を活用するなどして的確な職業指導・職業紹介を行うことを求めることは現実には難しい。</p> <p>このように、雇用保険の給付業務の民間開放は、制度の公正・的確な運営を阻害する又は制度運営に膨大な費用を要することとなり、国民の制度に対する信頼を失うとともに、濫給を招き、健全な財政運営を阻むこととなる。こうしたことから、英米独仏といった主要先進国でも、失業認定を保険者自らが行わず、他に委託している国はないものと承知している。</p> <p>以上のことより、雇用保険業務を民間開放の検討項目とすることは適当ではない。</p>
<p>公的施設等の整備・管理・運営 イ 今後民間開放を推進するに当たっての考え方</p>	<p>独立行政法人通則法第35条において「独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるもの」とされているように、国、独立行政法人の行う必然性を検証した上で、民間開放を進めていくことが必要である。このため、「国、独立行政法人等が管理運営する既存の公的宿泊施設等について、国、独立行政法人等が行う必然性のないものについては、民間との競合を一国も早く解消すべく、廃止、又は民営化を速やかに図るべきである。」と修正していただきたい。</p>
<p>イ 今後民間開放を推進するに当たっての考え方 あわせて、庁舎、宿舍を含め施設については、……短期的な行政需要を満たすもの等に限らず、広く検討を進めていくべきである。 特に、職員用の宿舍については、……国自ら賃借する必要はなく、個々の職員に住宅手当</p>	<p>削除 庁舎、宿舍の保有のあり方は、各国によりその歴史的な経緯を踏まえた事情があると思われるが、我が国においては、明治初期以来の経緯等から、庁舎等については、基本的には、国有地を確保し、その上に建物を建てるのが可能であった。こうした状況の中で、我が国においては、長期的な行政需要に対応する場合において、リースバックを含め民間施設を賃借することは、必要とする庁舎を確保できるのかという問題のほか、全体としてはコスト増となり、経済合理性を損なうという問題がある。</p> <p>削除 宿舍は、国家公務員の職務の能率的な遂行を確保し、国の事務・事業の円滑な運営に資することを目的として国家公務員宿舍法に基づき設置しているものである。 国家公務員は、公務の必要に基づき、全国各地に転勤することがあるが、これが一時期に集中するとの特殊事情があり、安定的に行政サービスを行うため、在勤地における住宅を確保する必要から国自ら設置し保有している。 住宅手当の支給に切り換えることについては、国自ら宿舍を設置する場合に比べ、賃借にかかる様々なコ</p>

<p>を支給することによって対処すべきである。 (財務省)</p>	<p>スト(賃貸業者の利益相当額・資金調達コスト・空室リスク負担、借家権取得見合いの割増等)を負担することになるため、現在よりも財政負担が相当増加することになり、適当でない。 また、多数の転勤者自らが住居の探索、入居の際の手續等のために職務を離れることを余儀なくされ、その面でも行政運営上相当の非効率が生じる。</p>
<p>イ 今後民間開放を推進するに当たっての考え方 (防衛庁)</p>	<p>「特に、職員用の宿舎については、個々の職員に住宅手当を支給することによって対応すべきである。」との考え方が示されているが、かかる記述は宿舎の設置を全面的に否定することに繋がるものと考えられる。 防衛庁においては、その任務の必要性から、僻地又は離島などに多数の部隊を配置しており、係る地域においては民間の賃貸住宅が皆無又は極僅かである場合がある。このような状況において、国が所有するか或いは国が自ら賃借するかの議論はあるものの、いずれにせよ、国が雇用主として責任をもって隊員の住居を確保するために宿舎の設置は必要不可欠なものと考えているところであり、当該記述については削除を要望するものである。</p>
<p>ウ 検討事項例 国立少年自然の家、国立青年の家、国立オリンピック記念青少年総合センター (文部科学省)</p>	<p>現在、少年非行の増加等を背景に、青少年の健全育成が国の喫緊の課題として政府全体で進められており、また、青少年の体験活動の機会の低下が指摘される中、体験活動の重要性が様々な場で強調されているところ。国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家、国立少年自然の家は単なる宿泊施設ではなく、それぞれの機能・役割に応じて、青少年教育の指導者の研修、様々な体験活動の提供、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムの開発及びその成果の公立の施設への普及など、青少年を対象とした学校外の教育である青少年教育の振興のための中核的役割を担っている施設であり、民間宿泊施設とは趣旨・目的が異なり競合するものではない。また、これらを廃止・民営化した場合には、国全体で必要とされ、政府として推進している青少年の健全育成の振興が後退する恐れが強い。以上から、「宿泊施設等」として検討事項例に挙げられるのは不適當であり、削除して頂きたい。</p>
<p>ウ 検討事項例 国立女性教育会館 (文部科学省)</p>	<p>国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、男女共同参画社会基本法や同基本計画に基づき女性の資質・能力や地位の向上を図るため、女性教育に関する専門的な調査研究の成果や豊富な関係情報を有機的に活用し専門性の高い職員のもとで、国の政策を踏まえた先導的・モデル的な研修事業や交流事業を実施している。このような国策に密接に結びつき、現代的課題に対応する専門性の高い研修は、独立行政法人としてはじめて実施可能であり民間では実施できない。 会館の設置する宿泊施設は、主催事業(研修等)の参加者及び全国の女性関係団体等が自主的な研修を行う際の利用に供するものであり、誰でも自由に利用できるホテル等の民間宿泊施設とは趣旨・目的が異なり競合するものではない。 会館を廃止・民営化した場合、国として推進する男女共同参画社会の形成に不可欠な女性教育のナショナルセンター機能が損なわれることとなる。 このような施設の性格に鑑み、廃止・民営化を図るべき「公的宿泊施設等」として検討事項例に挙げられるのは不適當であり、削除していただきたい。</p>
<p>ウ 検討事項例 防衛施設 (防衛庁)</p>	<p>本件の検討事例では、宿泊施設等の各省庁に共通して関連する各施設、もしくは特定の省庁の特定の施設等が例示されているが、防衛庁及び在日米軍に係る施設のみ「防衛施設」としてそのすべてが対象とされている。 しかしながら防衛施設にはその特性上、民間に開放すべきでないものがあると考えられるため、防衛庁及び在日米軍に係る施設のみすべてを検討対象とするのは適切ではないことから「防衛施設」を削除願いたい。 防衛施設とは、自衛隊の施設並びに在日米軍の施設及び区域をすべてこと(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項)</p>
<p>ウ 検討事項例 国立公文書館 (内閣府)</p>	<p>公文書等を適切に管理し、後世に残すべき価値のある重要な公文書等の体系的な保存を行うとともに、国民の利用に供することは、国の基本的な責務・機能である。また、公文書等の原本には、唯一つしか存在しないという性質があることから、公文書等は、同じ施設で安定的・永続的に保存していく必要がある。このような理由から、諸外国では、国立公文書館は国の機関であり、国が直接整備・管理・運営を行っているところである。国立公文書館は、整備・管理・運営を民間が行うのにはなじまない公的施設であると考えられるので、検討事項例から削除することとされたい。</p>
<p>ウ 検討事項例 万博記念公園 (財務省)</p>	<p>削除 万博記念公園は、日本万国博覧会の成功を記念することを目的として、独立行政法人が整備・運営を行っている。これは、緑に包まれた文化公園の適正な整備・運営を行い、入場料を抑え、広く国民に提供することを確実に実施していくことが求められているためである。 独立行政法人制度は、目標を達成すべく法人が自主的な経営判断に基づき機動的かつ中期的な業務運営を</p>

	<p>行うこと、業務実績を第三者機関が評価することにより責任体制が明確化すること等を通じ、業務の効率性の向上・質の向上がより一層進められるものであり、万博記念公園についてもその目的に照らし、当該制度の活用により管理することが合理的とされており、経営主体としての責任を伴わない指定管理者制度には馴染まないと考える。</p> <p>なお、公園の整備・運営に当たっては、機構が実施している業務は企画業務、発注業務及び契約業務などに限っており、それ以外の業務については民間委託を推進している。</p>
<p>登録等に係る業務 イ 今後民間開放を推進するに当たっての考え方</p> <p>ウ 検討事項例 工業所有権の登録 (経済産業省)</p>	<p>以下の理由により、「特許登録事務」・「工業所有権の登録」の民間開放は不相当であり、当該記述を削除されたい。</p> <p>本来、特許等工業所有権登録事務は、特定の新技术等に対し、国として排他的・独占的権利を付与することに本質のある強度の公権力の行使であり、中立性・公平性の観点からも国が直接行うべき事務であり民間開放に馴染まない。</p> <p>近年、国際的な制度間競争の観点からも知財制度の在り方は極めて重要となっており、我が国でも、15年3月に内閣に知財本部を設置し、知財立国の実現に向けた政府的取組を開始。特に、特許審査迅速化は喫緊の課題であり、審査順番待ち期間に係る具体的数値目標を掲げ(知的財産推進計画2004)、今通常国会で特許審査迅速化法を成立させ、5年間で500名を目標とした任期付審査官の投入などの措置により、「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査」の達成を図ることとしている。迅速化法に基づいて、世界に先駆けて、従来技術調査業務の株式会社を含めた民間への開放も行ったところ。</p> <p>仮に工業所有権登録事務自体を民間開放した場合、民間事業者により審査・登録された権利の不確実性・不安定性により権利関係の混乱が生じ、ひいては権利確定の遅延、保護の不全を招くなど、知財立国の実現とは逆行し、我が国の対外競争力の低下にも直結。</p> <p>工業所有権登録事務は、全主要国において国により一元的一体的に実施されており、「市場化テスト」導入国でもその対象とした例はない。</p>
<p>ウ 検討事項例 自動車保管場所証明 手続 (警察庁)</p>	<p>削除</p> <p>自動車保管場所証明事務については、データ入力事務に加えて、申請書の記載内容が現場実態と符号しているか否かを調査報告する現場調査事務についても、既に民間に委託されており、さらに、平成17年中にワンストップサービスを実現して事務手続の一層の迅速化、合理化等を図るため、関係省庁等を結ぶコンピュータ・ネットワークの構築等を現に行っているところである。</p> <p>なお、不正申請により、いわゆる「車庫飛ばし」が行われる場合は、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化が損なわれるほか、不正登録された自動車が増えるなど、治安上大きな弊害も生じることになるため、審査事務自体は、警察が警察内部で保有する情報等も活用しながら、これを行う必要がある。</p>
<p>ウ 検討事項例 登記事務 (法務省)</p>	<p>削除</p> <p>登記事務は、罰則の裏付けのある調査権限を有する登記官という国家機関が、独立の地位を与えられ、準司法的な手続で全国一律の基準により一元的にを行っているからこそ、国民の信頼を得て、各種の行政施策及び資本主義社会における経済活動の基盤として有効に機能している。これは、不動産登記が、国民の最も重要な財産である不動産について、その現状の把握(表示の登記)及び対抗要件の具備(権利の登記)という極めて重要な役割を果たしていること、商業・法人登記が、権利・義務の主体となる会社・法人の設立や、それらの活動に伴う取引の安全を始めとする経済秩序の維持という極めて重要な役割を果たしていること、そして、登記事務が、一回限りの事務ではなく、前の登記を前提として後続の登記が次々にされていくという連続性を使命とする事務であることによるものである。これを民間に開放した場合には、登記に期待されている上記の役割を果たすことは不可能であるから、登記事務を民間に開放することはできない。</p>
<p>ウ 検討事項例 公証事務 (法務省)</p>	<p>削除</p> <p>公証事務は、単なる事実を表象する事務ではなく、国民の権利に関係する事実を証書作成等の方法により公に証明することによって、国民の私的な法律紛争を未然に防止し、私的法律関係の明確化、安定化を図ることを目的とする事務であり、紛争予防機能と紛争解決機能を有する準司法的な事務である。この事務は、高度な法的知識と実務能力だけでなく、一方当事者の利益に偏ることのない厳正なる公正・中立性を必要とする事務であって、市場化により競争原理の導入を求める環境に相反する性質のものである(公証とは、「特定の事実又は法律関係の存在を公に証明する行政行為」をいい(内閣法制局法令用語研究会編・法律用語辞典、広辞苑(第4版))、本来的に行政庁が行うという性質を有するものである。)</p> <p>なお、公証人については、公募制度が導入され、既に民間に開放されている。</p>
<p>ウ 検討事項例 著作権に係る登録 (文部科学省)</p>	<p>著作権等に係る登録制度は、著作物の第一発行年月日や著作権の譲渡などを公示するとともに、推定効や第三者対抗要件を付与することにより、著作者等の権利の保全を図るものである。</p> <p>著作権等に係る登録のうちプログラムの著作物の登録に関しては、プログラムの著作物に係る登録の特例</p>

	<p>に関する法律により、例外的に指定登録機関が行うこととされているが、これは、プログラムの著作物は他の著作物と異なり、登録担当者にプログラムに関する高度な専門的知識が要求されること、登録申請の際に必要な複製物を長期的に保存するための設備や登録のための電算システムが必要となることなど、プログラムの著作物の特殊性を理由とした措置であって、いたずらに他の著作物の登録までに拡大することは適当ではない。</p> <p>また、著作権等の登録は、現行法施行後、年間平均 400 件程度であり、市場性がほとんどないため、民間に行かせるとすると申請に係る手数料が高額になると予想され、申請者の財政的負担が増大し本制度を活用しにくい状況となる。</p> <p>以上のことから、本文中の検討事項例のうち「著作権に係る登録」を削除願いたい。</p>
ウ 検討事項例 品種登録 (農林水産省)	<p>削除</p> <p>種苗法に基づく品種登録に当たっては、既存品種との区別性等を判断するために、品種特性を調査する栽培試験を行い、この結果や、その他の登録要件について総合的審査を行い育成者権の付与(品種登録)を行っている。この栽培試験を始め品種登録の審査は、極めて専門的な技術・知識を要し、厳格な管理が可能な温室等の施設を有する機関での実施が不可欠である。こうした専門的技術や施設等は民間においては新品種の育成を行っている種苗会社、大学、民間研究所等において有するものと考えられるが、そもそも民間団体などの私人が、他の私人に対し育成者権という排他的独占権の付与やその審査等を行うことは、公正性及び中立性を確保する観点から取り得ないものであり、したがって、検討事項例に品種登録を上げることは不適切である。</p>
ウ 検討事項例 農薬の登録、肥料の 銘柄登録 (農林水産省)	<p>削除</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農薬及び肥料は、そもそも人畜及び環境に有害な成分をも含む製品であり、その製品に関し、厳格な管理を行わなければ国民の健康や環境に重大な影響を及ぼすおそれがあるものである。このため、登録制度を設け、品質の適正化及び適正使用の確保を図っているところであり、登録の業務については国が責任を持って行うことが必要である。 2. また、農薬及び肥料の登録業務は、単なる書類上の記載事項のチェックなど機械的な判断をするものではなく、関係行政機関との連携の下、その有効性、人畜・環境への影響、使用方法等を踏まえた総合的な判断を行う必要があるとともに、全国均質な専門技術に基づき一元的かつ厳格に行う必要があるものであることから、民間開放することは不適切である。 3. なお、BSEの発生、無登録農薬の使用等を契機として、食の安全性確保に対する国民の意識が従来にも増して高まり、農薬、肥料の安全性、使用方法等に関する関心が高まる中、農薬及び肥料の登録業務について民間開放することは不適切である。
ウ 検討事項等 鉱業権登録 (経済産業省)	<p>鉱業権の登録は鉱業権が発生するために必要な要件であり、排他的独占的権利を賦与するという、重い公権力行使のプロセスの一部にあたり、民間開放はふさわしくない。また、権利賦与に係る作業を行っている各経済産業局において処理している出願件数は各局平均で年間 46 件程度(平成 15 年度)にすぎず、鉱業権の賦与に係るプロセスのうち登録作業のみを切り出して民間開放すると、権利賦与に係るプロセスの全ての作業を少人数で行っている経済産業局においては、コスト増となるおそれもある。よって、鉱業権の登録については引き続き経済産業局が担うことが適当である。</p>
統計調査、製造等 (総務省)	<p>調査員調査による指定統計調査は、以下の理由から、現行どおり行政が行うべきものである。また、このことについて、貴会議の御理解を賜りたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定統計に求められる信頼性・正確性は、守秘義務の法的担保に加え、中立的な国・地方の機関が調査を実施していることに対する調査客体からの信頼により確保されている面が非常に大きい。 2 また、指定統計調査の結果は、それぞれ重要な目的に利用されており、精度の確保は極めて重要な課題であるため、民間が行う政府統計調査には、現行の政府統計と同水準の精度での調査履行が要求され、かつ一度たりともその失敗は許されない。 3 しかしながら、民間委託を試行的に実施した結果、精度の低下や調査実施・結果公表の遅延など、指定統計調査の失敗というべき事態が生じれば、これまで継続的・長期的に実施してきた調査結果に断層が生じ、行政的的確な遂行に支障が生じ、経済・社会システムに重大な混乱を及ぼすこととなり、行政として責任を負うことは不可能である。
イ 今後民間開放を推進するに当たっての考え方	<p>貿易保険事業はそもそも、対外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によって救済することができない危険を保険するもので、損害保険のように民間の保険会社が行う一定の偶然の事故によって生じることのある損害をてん補する保険とは異なることから、先進各国では共通して、国の絶対的な信用力を背景として国が関与した形で実施しているのが実態である。こうした中で、我が国においても、(独)日本貿易保険を通じて貿易保険事業を効率的かつ効果的に実施しており、また、一部の業務については(独)日本貿易保険から民間損害保険会社への委託を開始するとともに、その範囲の拡大について検討することとし</p>
ウ 検討事項例 貿易保険業務	

(経済産業省)	<p>ている。</p> <p>今後、一層の民間開放を検討するに当たっては、これらの点を考慮し、全体として我が国企業にとって望ましい貿易保険サービスが安定的に提供されるようにするためにはどうすべきかという点を踏まえて判断していくことが必要と考えている。</p>
<p>イ 今後民間開放を推進するに当たっての考え方</p> <p>例えば、紙幣や旅券については、……必ずしも官によって製造される必要はないものである。</p> <p>ウ 検討事項例 貨幣の製造、日本銀行券の製造 (財務省)</p>	<p>削除</p> <p>万一、市中に流通する通貨が不足する事態や通貨製造に係る秘密が漏洩する事態が発生すれば、わが国の経済秩序に取り返しのつかない混乱が生じ、国家運営に重大な影響を与える危険がある。こうした混乱や国家的損害は、民間企業との契約に基づく損害賠償や市場からの退場のみでは到底修復されない深刻なものである。</p> <p>従って、通貨制度の安定のためには、通貨は、災害等の緊急時を含め国民が使いたいと思う時に確実に存在し、また、真正であることに疑念を抱かずに使用できる状態になければならないため、その製造については、倒産等のリスクを含め景気に左右されない安定的・確実な製造能力、高度な偽造防止技術が必要であることに加え、秘密の漏洩を法的に禁じておく必要がある。</p> <p>こうした要件を満たし、通貨の製造を効率的かつ効果的に実施し得る主体は、法律により特定独立行政法人として設立された造幣局並びに国立印刷局以外には存し得ない。</p>
<p>ウ 検討事項例 勲章の製造 (財務省)</p>	<p>削除</p> <p>金属工芸品のうち勲章に関しては、国民に対する栄典制度として、精巧な製造技術により、確実かつ安定的に供給される必要があることから、長年にわたる貨幣の製造等を通じて国民の評価が確立している造幣局において、その伝統技能を継承しつつ、製造されているところである。</p> <p>民間企業の中には一定以上の製造技術を有している企業があることは否定し得ないが、勲章については他の金属工芸品と違い、国民の名誉を称えるものとして、安定的かつ確実に授与するものである以上、造幣局において国民の信頼を受けている高度な製造技術により、こうした要請に確実に応えていく必要がある。</p>
<p>ウ 検討事項例 金属工芸品等、証券・印刷物・白書その他の刊行物の製造 (財務省)</p>	<p>削除</p> <p>金属工芸品等並びに証券・印刷物・白書その他の刊行物は、既に、民間において行われているところである。</p> <p>独立行政法人造幣局並びに国立印刷局は、それぞれ、公共上の見地から必要とされる「金属工芸品等」並びに公共上の見地から行われることが適当な情報提供の一環として「証券・印刷物・白書その他の刊行物」の製造等を行っており、こうした要請に確実に応えていく必要がある。</p>
<p>ウ 検討事項例 酒類の研究その他独立行政法人により行われている研究・研修 (財務省)</p>	<p>削除</p> <p>独立行政法人酒類総合研究所の業務である基礎的・基盤的な研究を中心とする酒類等に関する研究は、品質・安全性の確保を含め酒類業界全体の技術基盤を向上させるために継続的・中長期的に国等が行う必要がある。このような研究は、中小企業の多い酒類業界では実施が困難であり、仮に一部について実施されたとしても企業ノウハウとなるなど中小企業を含めた業界全体への普及は不可能となる。</p>
<p>ア 検査、検定等 許認可等に係る審査・検査・検定、資格試験等 (ウ)検討事項例 医薬品等の製造等に係る承認審査業務 (厚生労働省)</p>	<p>医薬品等の有効性・安全性等は国民の生命及び健康に直接関わるものであることから、営利を目的とする民間にのみその確保の責任を負わせるのではなく、国民生活の保障及び向上を任務とする国及び国の委託を受ける公的機関において、有効性・安全性等に関し、十分な資料等に基づいて科学的かつ適切に承認審査を行うべきである。諸外国においても医薬品等の承認審査に係る業務は公的機関において行われている。</p> <p>したがって、医薬品等の製造等に係る承認審査業務については、専ら公的機関で行うべき業務であり、民間開放推進の対象としてはなじまないことから、当該事項から削除することが適当である。</p>
<p>(ウ)検討事項例 鉱業権設定許可のための審査 (経済産業省)</p>	<p>鉱業法においては、鉱業出願地における鉱物の採掘が経済的に価値がない場合や、保健衛生を害し、若しくは農業・林業その他の産業の利益を損じる等して公共の福祉に反すると認められる場合には鉱業権の出願を許可してはならない旨定められており、許可に際しては当該出願地で鉱業を行うことによって得られる経済的価値とその他の多様な公益との比較衡量といった高度の政策判断が必要とされる。したがって、この判断は、試験や検査と違って、マニュアル化、ガイドライン化し得るものではない。よって、鉱業権設定許可の審査業務は引き続き経済産業局が担うことが適当である。</p>
<p>(ウ)検討事項例 農機具の検査 (農林水産省)</p>	<p>削除</p> <p>農機具の型式検査は、農業従事者の安全性の確保、生産性の向上等を図るため、その実施を通じて安全で高性能な農業機械の普及を促進させるという役割を果たしている。</p>

	<p>本事務は、検査の実施を通じて取得される民間各企業が保有している技術シーズや先行的ノウハウなど知的財産権の保護、さらに受検企業の不利益となる検査不適合内容の厳格な取扱いの必要性があるなど極めて秘匿性が高く、国としての的確な実施が不可欠である。また、農業機械に関する民間企業の特徴としては、農業機械が作物毎や生産作業毎に必要であるなど多種多様であることから、企業毎に専用機械に特化しており、多様な農業機械全体に対する技術的な知見や検査の的確な実施に不可欠な技術水準、更には多様な検査施設を新たに第三者が保有できるものではない。</p> <p>このように本事務は、農業機械の多種多様性、自然作業条件下での使用に鑑みて、農業従事者の生命など安全性の確保、そして十分な公正性及び中立性の確保が不可欠であることから、海外でも欧米のほぼ全ての主要国では国の公的機関で実施されている状況にある。</p> <p>したがって、このような本事務の特質、使命、国際的な情勢から、検討事項例に農機具の検査を上げることは不適切である。</p>
(ウ) 検討事項例 基準器検査 (経済産業省)	<p>計量制度は、度量衡制度に始まる社会経済の基盤であり、その実施については、各国とも最終的に国が責任を持っている。また、国家標準の正確性と技術力について、国の頂点に立つ責任機関（我が国では産業技術総合研究所）が各国相互に認め合うことで、世界に通じる計量の信頼性を確保しており、これは国際的なルールである。</p> <p>我が国計量法においては、平成5年の法改正により、検定検査について民間の能力を活用する制度を導入し、現在では能力ある事業者の参入が拡大している。</p> <p>一方、計量器の信頼性確保の前提である基準器検査については、検査に使用する基準器が国家標準とつながっていることによって信頼性が確保されている。</p> <p>したがって、仮に基準器検査を民間開放したとしても、国家標準とのつながりを確保するために、必ず産業技術総合研究所の検査を受けなければならないことから、無用に制度を複雑にしてしまうこと、また、検査の市場規模も小さく、能力ある者が参入するか不明瞭であることなど課題が多い。</p>
(ウ) 検討事項例 運転免許試験 (警察庁)	<p>削除</p> <p>運転免許試験については、既に民間委託のための法令整備を行っており、実際に民間委託が行われているため。</p>
(ウ) 検討事項例 公認会計士試験 (金融庁)	<p>公認会計士試験については、問題用紙及び答案用紙の搬送、試験の立会補助、マークシート式試験の採点といった分野においてすでに民間委託を行っているところ。</p> <p>なお、答案用紙の印刷については、その記載している内容から試験問題を推測することができるため、秘密保持の必要から民間委託を行うことはできない。</p>
(ウ) 検討事項例 司書資格講習 (文部科学省)	<p>司書の養成は、図書館に関する専門的な知識や技術を修得させるため、図書館学等の教育研究を行っている大学での養成が中心であり、この司書資格講習は大学で図書館学を専攻しなかった者を対象として行っている。</p> <p>これらの大学には、図書館学等を専門とする教員が配置され、演習を実施できる附属図書館が設置されるなど教育環境・施設設備が十分に整備されており、司書資格講習（総時間数 360 時間）を低料金（平均約 10 万円程度）で提供している。</p> <p>大学と同等のレベル・内容の司書資格講習を低料金で実施できる民間事業者はないと思われることから、司書資格講習の民間開放のメリットは認められない。</p> <p>なお、司書資格講習は、大学（学校法人を含む。）が実施しているところであり、国が直接行っている事業ではないので削除願いたい。</p>
イ その他の検査・検 定、監視等 (ウ) 検討事項例 在外公館等に対する 監査 (外務省)	<p>「在外公館等に対する監査」が当省において実施されている本省に対する監察業務、在外公館に対する監察業務を意味するのであれば、「検討事項例」に含めることは不適當であるため、削除すべきである</p> <p>当省における監察及び査察業務は、本省及び在外公館の経理事項のみならず、その活動、運営状態、職員の能率、研修及び服務状態を含め、事務が適正に行われているかどうかを調査・検査し、必要な改善策を提言するものである。当該業務において扱われる情報の中には、国の安全や他国との信頼関係に関わる情報等が含まれることから、業務を民間に開放することは性質上そもそも不可能である。</p> <p>また、守秘義務についての指摘（p14-15）に関し、監察査察業務に関して守秘義務が履行されない場合に失われる利益は回復不可能な重大なものであって、守秘義務違反により生ずる損害賠償責任やイメージ・ダウンのおそれによってその遵守を担保しうるものでは到底なく、あくまで当該業務を国家公務員法上の守秘義務を負う国家公務員に従事せしめる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在外公館に対する監査が経理事務を意味するのであれば、在外公館経理は他の省庁と同様に会計法令等に基づき処理されており、在外公館に対する監査として特定して「検討事項例」に含める意味はなく、削除すべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> 在外公館の経費には、「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は、他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ」等の経費が含まれており、在外公館の適切な遂行に支障を及ぼす恐れがあり、在外公館に対する監査は民間開放には馴染まなく、削除を要求する。
(ウ) 検討事項例 国有資産の実地検査 (財務省)	削除 財務省では「国有資産の実地検査」ではなく「国有財産の実地監査」を実施しているが、同実地監査は、各省各庁の長が所管のうえ維持・管理・運営等している国有財産等に関して監督し指導する事務であり、監査の結果、国有財産法等の関係法令に違反等する場合には、各省各庁の長等に対して、用途廃止や所管換等の是正要求や検討の措置を要求する等、国有財産の管理及び処分に関して必要な措置を求めることとなっている。実態把握と法令上の判断は一体として行う行為であるので、実地監査部分のみを民間開放することは、その後の必要な措置の判断等を誤る恐れがある。 また、監査結果や要求した措置等については、今後の国有財産行政に活かされる等、企画立案業務としての一端も担っており、これらのことから、計量的や定量的な検査等とは異なり、民間開放には馴染まない事務であると考えている。
(ウ) 検討事項例 食品表示に係る立入検査等 (農林水産省)	削除 1. 食品表示は、消費者の適切な商品選択に資するため重要な役割を担っている。このため、事業者が表示基準に従った適正な食品表示を行うことが重要であり、不正表示事件等が続発する中で食品表示に対する国民の信頼を回復するため、食品表示の適正化を図ることは国の重要な業務である。 2. JAS法に基づき国が行う食品表示に係る立入検査等については、食品表示の違反事例に対し、事業者による改善を求める措置を講ずるための必要不可欠な手段であり、食の安全・安心への消費者の意識が非常に高まり、食品表示の適正化に対する国民の要請が益々強まっている中で、引き続き国が行う必要がある。 3. また、本立入検査は、その場で事業者の故意や過失等を判断し、具体的に指示、指導等の措置を行うかどうかを判断するという事務と不可分のものである。このように、故意・過失の判断という定型的でない行政の判断に係る事務である以上、国が行う必要がある。さらに、違反者には、最終的には事業者に重い罰則（法人であれば最高1億円）を課すこととなることを踏まえれば、行政として高度な判断が必要であると考えられる。
(ウ) 検討事項例 動植物検疫 (農林水産省)	削除 1. 家畜伝染病や植物病害虫は少量であっても急速に拡大して多大な被害をもたらすという特質を有するものであり、仮にこれらが発生した場合、国民の健康等に重大な影響を及ぼすおそれがある。これらを食い止めるには、発見即厳格な措置（殺処分、焼却等の命令）を一体的に行うことが極めて重要であり、国において責任をもって実施することが必要である。 2. BSE等の発生を契機として、農畜産物の生産過程及び食品の安全性確保に対する国民の関心が従来にも増して高まっており、国が責任をもってこのような施策を講じていくようにとの国民からの強い要望がある中で、国としては引き続き万全な水際措置を講じていく必要がある。 3. 世界各国においても検疫機関は国家機関として設置・運営され、国際的な取決めや二国間の合意に基づく仕組みの下、相互の信頼関係に基づいて検疫業務を行っており、これを民間の主体に委ねることは妥当ではない。
(ウ) 検討事項例 検疫 1 官業の民間開放を進めるに当たっての基本的な考え方 (5) 条約により…… (厚生労働省)	検疫については、感染症の進入を防止する水際対策の根幹をなすものであり、その実施にあたっては、全国規模で迅速に行う必要があること、国民の生命・健康への影響等を総合的に勘案し、政策的に判断を行う必要があることから、定型的な業務とはなり得ない。このため、貴会議が主張するような民間開放をすべきではなく、当該項目から削除すべきである。 上記の理由から、検疫を例示としてあげるのは不適切であるため、削除又は他の例示に修正していただきたい。
(ウ) 検討事項例 社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査	「中間とりまとめ(案)」における「法人の業務及び財産の状況の検査」を民間開放すべきではないかという御指摘は、社会福祉法人のみならず、民法法人（財団法人・社団法人）、学校法人などあらゆる形態の法人について当てはまるものである。

<p>(厚生労働省)</p>	<p>検討の対象事業が限定的にならないようにするためにも、社会福祉法人のみをその代表例として記載することは適当ではなく、例えば、より一般的な法人形態である民法法人の方が例示としてふさわしいので、例示を変更していただきたい。</p> <p>仮に社会福祉法人のみを例示する場合には、社会福祉法人が他の法人形態と比べてより例示として適切であるとする根拠を示されたい。</p>
<p>(ウ) 検討事項例 電波監視 (総務省)</p>	<p>電波監視は、先般のヒアリングで示したように、通信の秘密に係る国民の権利を保護しつつ実施すべき業務であること、警察、防衛等高度の機密を有する事項の通信について公開されていない周波数に係る調査や通信内容の確認を伴う業務であること、周波数の割当て等の電波監理を国全体として一元的に行っていくため、電波の利用状況の実態調査を電波政策に反映していく必要があること、諸外国との協調の下、妨害排除等の国際協力を通じた国としての責任の履行や我が国が使用する周波数確保等の国益の確保が必要であること、等の理由により、民間開放にはなじまないものと考えており、これを踏まえたご検討をお願いしたい。</p>
<p>(ウ) 検討事項例 家庭用品監視 (厚生労働省)</p>	<p>家庭用品監視は、基準に違反する家庭用品による国民の健康被害防止を目的としており、その義務の実施にあたっては、全国的規模で迅速に行う必要があること、過去の違反状況、国民生活への影響等を総合的に勘案し、政策的に判断を行う必要があることから、定型的な業務とはなり得ない。このため、貴会議が主張するような民間開放をすべきではなく、当該項目から削除すべきである。</p>
<p>(ウ) 検討事項例 医療監視 (厚生労働省)</p>	<p>医療法第 25 条に基づく立入検査は、病院、診療所又は助産所に立ち入り、その有する人員又は清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査することにより、国民に対し、良質かつ適切な医療の提供を確保するものであり、憲法で守られた私有財産権に対する公共の福祉の観点からの立入検査であること、違反した場合に罰則があることによって強制的に病院等の構造設備を定めた医療法の諸規定を遵守させるものであることから、これを実効性あるものにするため、医療法第 26 条第 1 項に基づき厚生労働省、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、医療監視員を命じ、実施しているものである。</p> <p>また、立入検査の際には、カルテ等の個人情報を見ることにより、当該医療機関が良質かつ適切な医療の提供を行っていることを確認しているが、この確認は公務員に課せられている守秘義務により担保されたものである。</p> <p>このようなことから、民間業者が同様のことを行ったとしても、病院等に対する実効性のあるチェックが困難であり、国民に対して良質かつ適切な医療の提供が確保されないこと、また、仮に行政が民間業者によるチェックが適切に行われているかを確認しようとするならば、結局、「二度手間」となってしまうであろうこと、患者の治療の状況という個人のプライバシーとして一番守られなければいけない診療情報の安全性の確保が担保されないこと、国民生活への影響等から総合的に勘案すると、医療法第 25 条に基づく立入検査を民間業者に任せることはできないものとする。</p>
<p>(ウ) 検討事項例 食品等の監視指導 (厚生労働省)</p>	<p>食品等に関する監視指導は、食品衛生法の基準等を食品等事業者が遵守しているか否かを立入検査や試験検査によりチェックし、改善指導等を行うことにより、食品等による国民の健康被害の発生を防止することを目的として行われている。</p> <p>監視指導の業務のうち試験室内で行う食品等の試験・分析については、昨年食品衛生法を改正して、一定の公正性、技術レベルが確保されている民間の検査機関を活用することが可能な制度とし、その活用を図っている。</p> <p>なお、試験・分析以外の監視指導の業務については、健康被害防止の観点から緊急的な行政判断を必要とする場合があること、行政処分にあたっては、立入検査や試験検査の結果、改善状況等を総合的に判断する必要があることから、処分権限を有する公務員が行う必要がある。</p>
<p>その他の事務・事業 イ 検討事項例 物損事故の処理 (警察庁)</p>	<p>削除</p> <p>物件事故のうち、警察官による交通流の回復等の措置を講ずる必要がなく、当事者が現場見分を希望せず車両とともに来署することが可能な場合といった軽微なものについては、警察官の現場臨場を省略して事務の合理化を図っており、その上で、交番等における当事者からの聴取及び車両の確認等により、事故・事件捜査を行っている。</p> <p>それ以外の物件事故については、</p> <p>道路における危険防止や交通流の早期回復が必要な場合においては、警察官による交通規制等の措置が必要</p> <p>人身事故へ発展するおそれや、運転者の交通違反について更なる捜査が必要と判断される場合は、現場見分など警察官による捜査が必要</p> <p>当事者同士がもめている場合等には、警察官による事情聴取等の措置によりトラブルの拡大防止が必要であり、警察官が現場に臨場している。</p>

	<p>上記の交通規制等及び捜査については、警察官が行う必要があり、また、トラブルの拡大防止についても、警察官が臨場することにより、トラブルの拡大が防止されている側面もある。</p>
<p>イ 検討事項例 救急業務 (総務省)</p>	<p>削除</p> <p>消防機関による救急業務は、国民の事故や災害等による被害を軽減し、国民の生命身体を守る上で必要不可欠な行政の業務であることから、救急救命士や救急隊員による救急救命処置等に加え、緊急通行権、協力要請権等の特別な権限が認められている。さらに、救急隊員の約7割は、救急業務とあわせて消防業務を兼務していることから、救急業務を分離して民間に開放することは非効率かつ困難である。</p> <p>なお、患者等の病院搬送業務については、消防機関以外が実施することを禁止するものではない。</p>
<p>イ 検討事項例 競売手続 (法務省)</p>	<p>削除</p> <p>競売手続は、その性質上、実体法上の権利を強制的に実現するものであり、多数の利害関係人の利害や法的地位に影響を与えるものであるから、その実現が適切に行われるためには、手続の公平中立性を確保することが必要不可欠である。</p> <p>しかも、我が国においては、依然として、暴力団関係者等による執行妨害が行われ、これが暴力団等の資金源となっているのが実情であり、このような実情に照らすと、暴力団関係者等による手続への介入等を排斥して手続の適正さを保持する必要が特に高く、暴力団関係者等が不動産を不法に占有している場合には、これを排除するなどの強制権限を行使するため、国の公権的な手続によることが不可欠となる。</p> <p>したがって、競売手続については、手続の公平中立性が確保され、また、強制権限を行使できる国による公権的な手続によって行う必要がある。</p>
<p>イ 検討事項例 職業紹介業務 (厚生労働省)</p>	<p>以下の理由により、職業紹介業務は国の全国的な体系により基本的な業務を実施する必要があり、それを阻害するような民間開放は適当でない。</p> <p>憲法第27条においては、勤労権の保障がうたわれており、ILO第88号条約においては、「国の機関の指揮監督の下で、全国的体系の無料の公共職業安定機関を維持しなければならない」とされている。国が最低限のセーフティネットとして無料の職業紹介サービスを実施していることは、これらの要請を受けた必要不可欠のものであり、これにより求職者はどの地域においても職業紹介サービスを受けることができる。</p> <p>また、職業紹介事業は、地域間の労働移動の必要性等に鑑み、同一の組織の全国的なネットワークで実施することが必要となるものであるから、過疎地等の民間では事業として成り立たないと予想される地域のみならず、都市部の地域も含め、勤労権の保障等を担保する必要性から、国が職業紹介事業を実施していく必要がある。</p> <p>加えて、国として行う必要のある失業等給付や事業主指導の業務は、職業紹介と一体的に行うことで制度の実効性が担保されており、国として職業紹介を行う必要がある。なお、現在、アメリカ、イギリス等の主要国においても、国が失業保険給付と職業紹介を一体的に実施している。</p>
<p>3 国公有財産管理制度の見直し 現行の基準のままでは、国公有財産管理制度が民間開放に抑制的に働きかねない。また、国公有財産の利活用についても、必ずしも十分に行われているとは言えない。 (財務省)</p>	<p>削除</p> <p>民間委託を行う場合は、受託者に当該事務・事業の遂行上必要な施設を、行政財産のままに利用させることが現行制度上可能であり、民間委託を行う上で現行の基準が抑制的であるとは言えないと考える。また、民営化・民間移管を行う場合は、そもそも民営化等により国の事務・事業では無くなり、行政財産である対象施設を国において直接使用する必要が無くなることから、用途廃止を行った上で普通財産として適正に処分等が行えることとなる。このように、官業の民間開放において、実際に現行の基準が抑制的に働くような事例は想定し難く、官業の民間開放推進の観点からの制度見直しは必要ないものとする。</p>
<p>3 国公有財産管理制度の見直し 本来の用途又は目的を著しく妨げる場合のみ例外的に私権の設定を認めないこととすべきである。</p>	<p>削除</p> <p>行政財産は、あまねく広く一般国民に公平に行政サービスを提供するために用いられる財産であるので、特定の者に本来の用途又は目的を妨げる程度まで私権設定を認めることは、行政財産の有する公共性、公益性を損なうおそれもあり、結果的に国民全体に公平に行き渡るべき行政サービスを低下させることに繋がるものである。</p> <p>なお、行政財産の中には、道路、河川のようなそもそも私権設定が排除されているものや皇室用財産や防衛施設などが含まれており、私権設定を認めることを一般原則化することは馴染まないとする。</p>

(財務省)	
<p>3 国公有財産管理制 度の見直し</p> <p>行政財産と普通財産 という従来 の区分を見 直す等、そのあり方 を見直して いくべき である。</p> <p>(財務省)</p>	<p>削除</p> <p>行政財産は、あまねく一般国民に行政サービスを公平に提供するために用いられている財産であり、こうした性格を有する行政財産を、それ以外の財産である普通財産と明確に区分して管理することが適切である と考える。</p> <p>また、民営化等 に際しては、行政財産を普通財産とした上で適正に処分することとなること等から、現行の区分が、官業の民間開放等の支障となることはないもの と考える。</p>